

## 第15 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

### I 外観検査

#### 1 常用電源

第12 自動火災報知設備 I. 1に準じたものであること。

#### 2 配線（電源回路の配線を除く）

端子との接続にゆるみ、破損等がないこと。

#### 3 設置場所等

- (1) 守衛室等常時人のいる場所であり、かつ、温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に障害を与えない場所に設けてあること。
- (2) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と同一の室等に設けてあること。

### II 性能検査

#### 1 試験装置

性能検査は、通報試験（火災通報装置を作動させ、指令台に通報されることを確認する試験をいう。以下同じ。）を除き、火災通報装置用試験装置を用いて行うこと。

なお、試験装置は、火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について（平成8年8月19日消防予第164号消防庁予防課長通知）に示される火災通報装置用試験装置の基準に適合するものを使用すること。

#### 2 起動装置試験

##### (1) 方法

火災通報装置を試験装置に接続し、起動用押しボタン等を利用して、起動信号の送出を確認する。

##### (2) 合否の判定

起動信号の送出が確実であること。

#### 3 強制切り替え試験

##### (1) 方法

ア 火災通報装置から分岐されたPBX（電話交換機）に接続する他の電話を試験装置により話中状態にする。デジタル加入回線に接続する場合は、火災通報優先接続型TAに接続された火災通報装置以外の端末機器を使用状態にする。

イ 火災通報装置を起動させる。

##### (2) 合否の判定

話中又は使用中の端末機器を強制的に切断して火災通報装置が優先されること。

#### 4 自動呼び出し試験

(1) 不応答時の呼び出し試験

ア 方法

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番を呼び出したままとする。

イ 合否の判定

火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。

(2) 話中時の呼び出し試験

ア 方法

試験装置の模擬119番電話回線を話中状態にする。

イ 合否の判定

自動的に再呼び出しすること。

#### 5 通報頭出し試験

(1) 方法

ア 火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番送受話器で応答する。

イ 通報開始の状況を確認する。

(2) 合否の判定

通報が常に冒頭から始まること。

#### 6 通報メッセージ確認試験

(1) 方法

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番送受話器により通報状況を聴取する。

(2) 合否の判定

ア 一区切りの蓄積音声情報は、30秒以下であり、防火対象物に応じた内容であること。

イ 通報は、モニターされ、発信者側で確実に聞き取れること。

ウ 受信者側で受信及び通話を完了し、電話回線の開放操作をした後は、再通報されないこと。

エ 蓄積音声情報は、継続して90秒以上通報されること。

#### 7 通話試験

(1) 模擬119番送受話器からの呼び返し試験

ア 方法

(ア) 火災通報装置を起動させ、蓄積音声情報を通報させる。

(イ) 一区切りの蓄積音声情報の終了後の5秒間の呼び返し信号を送出する。

イ 合否の判定

呼び返し信号により、発信者側の非常用送受話器が呼び出され、模擬119番送受話器と通話できること。

(2) 割り込み通話機能

ア 方法

(ア) 火災通報装置を起動させ、蓄積音声情報を通報させる。

(イ) 蓄積音声情報通報中に、通話割り込み操作を行う。

イ 合否の判定

割り込み操作により通報が停止され、試験装置の模擬119番送受話器と発信者側の非常用送受話器間で通話できること。

## 8 予備電源試験

(1) 方法

ア 火災通報装置及びTA等の常用電源をそれぞれ遮断した時に、自動的に予備電源に切り替わり、常用電源を復旧させた時に、自動的に常用電源に切り替わるかどうか確認する。

イ 火災通報装置及びTA等の予備電源の端子電圧がそれぞれ所定の電圧以上であるかどうか確認する。

ウ 火災通報装置及びTA等をそれぞれ予備電源に切り替えた状態で起動させ、前2から7までの試験を実施する。

(2) 合否の判定

ア 切り替え機能が確実であること。

イ 予備電源の端子電圧が所定の電圧以上であること。

ウ 予備電源で正常に動作すること。

## 9 通報試験

(1) 方法

ア 火災通報装置又はTA等を電話回線に接続し、他の端末機器を使用した状態で手動起動装置及び自動火災報知設備との連動により起動させ、通報状況を確認する。

イ 消防側からの呼び返し信号により通話状況を確認する。

(2) 合否の判定

ア 蓄積音声情報の内容は、当該防火対象物に適合したものであり、メッセージが容易に聞き取れるものであること。

イ 通報頭出し、通報継続、通話等一連の動作が正常であり、消防側が回線を開放した後は、再通報しないこと。